コザ運動公園園路等基本・実施設計業務委託
公募型プロポーザル実施要領

１．業務概要

（１）目的

コザ運動公園（以下、「本施設」）は、各種プロ、アマスポーツの合宿やプロ野球キャンプの受入れをはじめ、プロスポーツチームのホームタウンになるなど、スポーツコンベンション事業を推進し施設利用の増加を図っている。

本業務では、多様な来園者が安全・快適に利用できること、既存施設の効用を高めることを目的に、園路等の機能強化について検討し、基本設計・実施設計を行うものとする。

（２）業務名称：コザ運動公園園路等基本・実施設計業務委託

（３）業務内容：別添「概要仕様書」に基づく

（４）業務期間：着手日から令和９年３月 31 日まで

※本業務委託の期間は令和９年３月 31 日までとしているが、予算の繰越手続が完了したときは相応の期間延長を行うものとする。なお、繰越手続きが認められない場合、令和９年３月 31 日をもって業務を打ち切り、契約を終了する。

（５）提案上限額：56,200,000 円（消費税含む）

ただし、この金額は契約時の予定価格を示すものではない。

２．参加資格

プロポーザルに参加しようとする者は、次に掲げる事項をすべて満たすものとする。企業体として参加する場合は、構成員すべてが満たすものとする。

（１）地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項の規定に該当しないこと。

（２）公示日現在から委託契約候補者特定の日まで、沖縄市有資格業者の請負契約に係る指名停止等の措置に関する要領（平成24年4月16日決裁）の規定による参加停止の措置を受けていないこと。

（３）法人税、所得税、地方税、消費税又は地方消費税の滞納がないこと。

（４）会社更生法（平成18年法第10号）、民事再生法（平成11年法第225号）等に基づく再生又は再生手続き等を行っていないこと。

（５）破産法（平成16年法第75号）に基づく破産手続き開始の申し立て中又は破産手続き中でない者。

（６）過去に10年以内に同種・類似業務実績を有すること。

同種業務とは国又は地方公共団体が発注した公園の園路設計、類似業務とは公共の土木設計にかかる業務を受注した実績とする。

※企業体として応募する場合は、構成員のいずれかが実績を有していること。

（７）沖縄市内に本社、支社、又は営業所を有していること。企業体で応募する場合は、1社以上が沖縄市内に本社、支社又は営業所を有していること。

（８）管理技術者を配置すること。

（９）その他本業務を確実に遂行できること。

３．日程

（１）公募開始及び実施要領配布：令和８年 11 月 9 日(月)～

（２）質問書の締め切り：11月16日(月)まで

（３）質問書に対する回答：11月18日(水)

（４）提案書類の締め切り：12月9日(水)正午まで

（５）第1次審査（書類審査）：12月11日(金)※予定

（６）第1次審査結果通知：12月11日(金)※予定

（７）第2次審査（ﾌﾟﾚｾﾞﾝﾃｰｼｮﾝ及びﾋｱﾘﾝｸﾞ）12月18日（金)※予定

（８）最終結果通知：12月下旬※予定

（９）契約締結予定：12 月下旬※予定

４．参加申請書及び企画提案書・提出部数

（１）参加申請書類等　原本1部、副本1部

ア　参加申請書（様式第1号）

イ　会社概要（様式第2号）

ウ　業務実績（様式第3号）

※受託業務の内容を証明する契約書及び仕様書等の写しを添付すること

エ　担当技術者の資格等（様式第4号）

※保有資格を証明する資格証等を添付すること。

オ　管理技術者の資格・実績等（様式第5号）

※保有資格を証明する資格証等を添付すること。

カ　業務参考見積（A4用紙、書式自由）

キ　国税納税証明書（様式その3の3）

ク　滞納のない証明書等

※所在の市区町村、企業体で応募の場合は構成員すべて提出

※企業体で応募を予定している場合について、協定書の提出は必要ないが、ア及びイについては、予定している企業体の構成員すべてのものが提出すること。

（２）企画提案書（任意様式）原本1部、副本9部　　※A3用紙、10ページ程度。
下記のテーマについて、提案内容をまとめること。
ア　本業務についての取組方針
イ　業務概要仕様書の業務内容に沿った具体的な実施内容
ウ　業務スケジュール表
エ　業務実施体制表
オ　その他本業務に関する提案

５．参加申請書及び企画提案書の提出方法
（１）提出方法：　持参又は郵送（提出期限内必着）
※郵送で提出する場合は、配達されたことを証明できる方法とする。
ア 提出先：沖縄市役所 企画部 プロジェクト推進室 担当　新垣、島袋
所在地：〒904-8501 沖縄県沖縄市仲宗根町26番1号
電話番号：098-939-1212（内線2433）
イ 受付期間：11月9日（月）～12月9日（水）正午まで

６．質問書の受付及び回答
プロポーザルの実施内容及び提案書類の作成等に関する質問は、下記を参照。
（１）提出期限：11 月 16 日（月）正午まで
（２）提出方法：質問書（様式第6号）に質問内容を簡潔にまとめ、電子メールで提出すること。
※電子メール以外の方法で提出された質問に対しては回答しないものとする。
（３）回答日　：11 月 18 日（水）
（４）回答方法：市公式ホームページに掲載
※類似する質問に関しては併せて回答する場合もある。
（５）提出先アドレス：a27project@city.okinawa.lg.jp

７．審査方法
（１）第１次審査（書類審査）
提出された提案書類を下記（４）に示す評価基準に基づいて審査し、高い評価を得た提案者を選考する。ただし、応募者多数の場合は、上位３者程度を選考するものとし、選考結果を書面によって通知する。なお、選考された者のみ、第２次審査を実施する旨通知する。

（２）第２次審査（ヒアリング等による最終審査）
第１次審査により選考された者により、企画提案についてヒアリング等を行い、下記

（4）で示す審査基準に基づいて評価委員会で審査し、第 2 次審査の評価点が最も優れている提案者を選定する。

※第２次審査参加者は、業務に携わる管理技術者及び担当技術者とする。

（3）審査結果の通知

①第１次審査

審査結果及びヒアリング等（プレゼンテーションの実施）の実施について、書面により通知する。

②第２次審査

審査結果（選考結果）を書面により通知する。

※なお、プロポーザル参加者が1者のみの場合でも、審査・評価を実施する。その場合は、一定水準（合計点数が満点の60％以上）の評価に達しない場合は、契約候補者として選定しない。

（4）審査基準及び配点

選定に係る評価項目等は次のとおりとする。

①1 次審査

評価項目	評価事項	配点
基本事項（企業）	企業信頼度（資本金）	4
	企業信頼度（経営年数）	4
	業務実績（同種・類似業務）	4
管理技術者の実績等	管理技術者の資格（技術士、ＲＣＣＭなど）	6
	管理技術者の経験年数	6
	管理技術者の業務実績 （同種・類似業務、過去 10 年間）	6

②2 次審査

評価項目	評価事項	配点
実施体制及びスケジュール	役割分担及び業務スケジュールを明確に提示し、効果的かつ効率的な業務の実施に向けた体制及びスケジュールとなっているか。	10
配置・導線の検討	既存施設の効用を高め、利用促進につながる効果的な配置・導線の提案となっているか。	30
公園利用者の安全性向上	公園利用者の安全性向上に資する効果的な提案となっているか。	25
公園利用者の快適性向上	公園利用者の快適性向上に資する効果的な提案となっているか。	25
維持管理性	維持管理に係るコストや管理の安易さ等、維持管理性の高い提案となっているか。	10

（５）判定及び契約候補者の選定

判定は、評価委員会において審査する第２次審査の評価点により行い、評価点がもっとも高い提案者（以下、「最優秀提案者」という。）を契約候補者として選定する。

なお、最優秀提案者が複数いる場合は、評価委員会において協議して選定するものとする。

８．失格条項

次のいずれかに該当する場合は、失格とする。

（１）参加資格を満たさないもの

（２）企画提案書等の提出方法、提出先、提出期限に適合しないもの

（３）企画提案書等に記載すべき事項に不備や違法行為等の内容が記載されているもの

（４）ヒアリング等に出席しなかったもの

（５）提案書等提出期限後に参考見積書内の金額に訂正を行ったもの

（６）虚偽の申請を行い、参加資格を得たもの

９．契約に関する事項

（１）業務委託契約候補者の特定

沖縄市は、評価委員会が選定した者を、本業務委託契約に係る随意契約の候補者として特定する。

ただし、下記のいずれかに該当し、特定した候補者と業務委託契約が締結できない場合には、次点者を候補者として再特定する。

①候補者が、地方自治法施行令第167条の4第1項または第2項に規定する者に該当することとなったとき

②候補者が、沖縄市から指名停止を受けることとなったとき

③候補者の見積徴収の結果、契約締結ができなかったとき

④候補者が本業務委託契約の締結を辞退したとき

⑤その他の理由により契約候補者と契約の締結が不可能になったとき

（２）業務委託契約金額

業務委託契約金額は、沖縄市の定める本業務委託契約に係る予定価格の範囲内とする。

（３）業務委託契約内容及び実施条件

①本業務の委託契約内容については、候補者の提出書類等に記載された内容を尊重し協議を行い進めていくものとする。

②業務実施体制に記載した配置予定技術者については、特別の理由により市がやむを得ないと認める場合を除き、原則として変更できないものとする。

１０．その他の留意事項

（１）提出期限以降における書類の差し替え及び再提出は認めない。

（２）提出書類に虚偽の記載をした場合は、提出書類を無効とするとともに、指名停止措置を行うことがある。

（３）提出書類は返却しないとともに、提出者の特定以外には提出者に無断で使用しない。

（４）書類の作成、提出及びその説明に係る費用は、提出者の負担とする。

（５）沖縄市情報公開条例に基づく開示請求があった場合は、原則として開示の対象となる。ただし、提案者が事業を営む上で、正当な利益を害すると認められる情報は不開示となる場合がある。なお、本プロポーザルの受託候補者特定前において、決定に影響が出るおそれがある情報については決定後の開示とする。

（６）本業務の実施に当たり、指定管理者からの意見聴取及び連携を図ること。

（７）提出書類の内容に含まれる著作権、特許権、実用新案権、意匠権、商標権その他日本国の法令に基づいて保護される第三者の権利の対象となっている事業手法、維持管理手法等を用いた結果生じた事象に係る責任は、すべて参加者が負うものとする。

１１．配布資料

市ホームページに、コザ運動公園の既存図面及びコザ運動公園再整備基本構想・基本計画を公開する。